

大阪府立和泉支援学校 P T A 規約

第 1 章 名称

第 1 条 本会は、大阪府立和泉支援学校 P T A と称し、事務局を本校内に置く。

第 2 章 目的及び活動・方針

第 2 条 本会は、会員相互の親和と協力により、学校及び家庭における教育に関する理解を深め、環境を整備して、本校児童・生徒の健全な育成と、安全確保を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1 (1) 児童・生徒の健全な育成に関すること

ア) 児童生徒の教育環境の充実にむけた支援・整備（ベルマーク活動等）

イ) 会員相互の研修

(2) 児童・生徒の安全確保に関すること

ア) 学校が関与する活動下における児童・生徒の負傷、疾病、に伴い必要となる費用の一時立て替え

イ) 地震等の災害発生時の児童・生徒のための非常用糧食、消耗品及び備品の調達及び管理

(3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

2 上記活動を行うにあたって、次の方針に従って活動する。

ア) この会は自主独立の団体であって、他のいかなる団体又は個人からも支配干渉を受けない。

イ) 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、この会の名前で公私の選挙候補者の推薦はしない。

第 3 章 会員

第 4 条 本会の会員は本校に在籍する児童・生徒の保護者（以下「保護者会員」という。）並びに本校に勤務する教職員とする。

第4章 経理

第5条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入によって支弁する。

第6条 本会の会費は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号の活動に充てる会費

会員一人当たり年額2000円とする。

第3条第1項第2号の活動に充てる会費

保護者会員一人当たり年額500円とする。

(2) 前々号を本会計、前号を危機管理会計とし、それぞれ別に管理運用するものとする。ただし、総会の決議を得て、両会計間での資金流用をすることができるものとする。

2 前項の会費について、保護者会員の特別の事情により納付することが困難であると認められるときは、実行委員会の承認を経て、これを免除することができる。

第7条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名 保護者

(2) 副会長 3名 保護者

(3) 書記 2名 保護者、教職員

(4) 会計 2名 保護者、教職員

第9条 役員の任期は1カ年とし、再任を妨げない。なお役員に欠員の生じたときの後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。また総会及び実行委員会を招集する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、あるいは会長不在の時は、その職務を代行する。

(3) 書記は、議事を記録し庶務を処理する。

(4) 会計は、会計事務を処理する。

第11条 役員の選出は、次の通りとする。

- (1) 役員の選出のための指名委員会を設ける。
- (2) 指名委員会の構成は次の通りとする。
 - ア) 前年度実行委員の中から8名互選する。
 - イ) 教職員より3名互選する。

第6章 総会

第12条 総会は、全会員をもって構成し毎年1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時に開催することができる。

2 議長は、会員の互選により選出される。

第13条 総会では、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員の選任
- (2) 予算決算及び主な事業計画の承認
- (3) 規約の改正
- (4) その他特に重要な事項

第14条 総会の定数は全会員の3分の1以上とし、議決は出席者の総数の過半数によって決定する。

第7章 実行委員会

第15条 実行委員会は会務に関する審議を行い、その執行にあたる。

- (1) 実行委員会は役員、会計監査委員、各専門委員会代表、ならびに学校長、教頭、及び事務長をもって構成する。
- (2) 実行委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第8章 専門委員会

第16条 本会の目的達成のため必要に応じて専門委員会を置く。

- (1) 専門委員会は、実行委員ならびに学年委員で構成する。但し、必要があれば

- 会長の任命により、学年委員以外の会員から選出できるものとする。
- (2) 専門委員会の代表は、会長が委嘱する。

第9章 学年委員

第17条 学年委員は、PTA事業を推進するとともに、PTA会員相互の連絡に努め、その意志を実行委員に反映する。

- (1) 学年委員は、原則として学年ごとに互選された委員をもって構成する。

(ただし、各学部の1年生は除く)

- (2) 委員の人数は、各学年の児童生徒数を小学部・中学部においては6、高等部においては8で除して得た数(1未満の端数は切り捨て)とする。

第10章 会計監査

第18条 本会に会計監査委員を置く。

- (1) 会計監査委員は2名とする。
- (2) 会計監査委員の選出及び任期は、役員のそれに準ずる。
- (3) 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第11章 顧問

第19条 本会の活動の協力、助言をしてもらうために、顧問を置くことができる。

第20条 顧問の任期は1カ年とし、会長が任命する。

第12章 附則

第21条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば改正することができる。ただし2カ月前までにその改正案の概要を実行委員会に届けなければならない。

第 22 条 この規約は、昭和 55 年 4 月 8 日から適用する。

一部改正 昭和 56 年 5 月 10 日

一部改正 昭和 60 年 5 月 12 日

一部改正 平成 2 年 5 月 13 日

一部改正 平成 19 年 5 月 12 日

校名変更により名称変更 平成 20 年 5 月 10 日

一部改正 平成 21 年 5 月 9 日

一部改正 平成 23 年 5 月 7 日 但し、平成 24 年度より適用

一部改正 平成 24 年 5 月 12 日 但し、平成 24 年度より適用

一部改正 平成 25 年 5 月 11 日 但し、平成 26 年度より適用

一部改正 平成 27 年 5 月 9 日 但し、平成 27 年度より適用

一部改正 平成 31 年 4 月 20 日

一部改正 令和 4 年 4 月 24 日 但し、令和 4 年度より適用

一部改正 令和 6 年 10 月 21 日 但し、第 6 条・第 17 条については
令和 7 年度より適用

一部改正 令和 7 年 5 月 2 日 但し、令和 7 年度より適用

大阪府立和泉支援学校 P T A 規約第 3 条第 1 項第 2 号ア) の運用基準

Ⅰ 一時立て替えすることができるもの

- a) 児童・生徒及び引率者の交通費、診療費及び会場借上料など
- b) 応急処置のため必要な材料費や補修費など
- c) その他応急措置のために必要となる費用

大阪府立和泉支援学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 本会の会員ならびに児童・生徒に関する慶弔の規定は、次の通りとする。

(1) 会員及び本校児童・生徒の死亡（穉、榊代を含む）

10,000円

2 前項による弔慰金等を受取人が辞退した場合は、その意志を尊重する。

第 2 条 会員の不慮の災害については、実行委員会において協議の上適用する。

附則 本規定は、昭和 55 年 4 月 8 日から適用する。

一部改正 平成 2 年 5 月 13 日

一部改正 平成 8 年 5 月 12 日

一部改正 平成 14 年 5 月 12 日

一部改正 平成 19 年 5 月 12 日

一部改正 平成 27 年 5 月 9 日

一部改正 令和 6 年 10 月 21 日

一部改正 令和 7 年 5 月 2 日 但し、令和 7 年度より適用